

調布市立下布田保育園2階テラス床改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A - 00	表紙・図面リスト	—
A - 01	特記仕様書 1	—
A - 02	特記仕様書 2	—
A - 03	案内図・配置図	S=Non scale S=1/300
A - 04	2階平面図・立上り詳細図	1/100 1/20
A - 05	仮設計画図（参考）	1/300

設計図承認日 令和7年9月5日

特記仕様書 第 1 編 共通事項 第 1 章 工事概要 1.1 工事件名 調布市立下布田保育園2階テラス床改修工事 1.2 工事場所 調布市布田2丁目27番地4 1.3 工事内容 (1) 外部床改修工事 第 2 章 一般事項 調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。 この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。 2.1 適用範囲 (1) この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（令和 5 年版 以下「標準仕様書」という）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。 この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。 (2) 本工事の設計図書等の優先順位は、次による。 1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。 (3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。 (4) 本特記仕様書の各項目の●については、本工事において適用されるものであることを示す。 2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等 (1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。 (2) 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。 ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 2.5 工事の入札等について 入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 第 4 章 施工区分 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い 本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。 ●発注者の負担とする。				第 2 編 工種別事項 第 1 章 総 則 第 1 節 共通事項 1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5） (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ● 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。 ● 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 1.1.4 官公署その他への届出手続等 (1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。 (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。 (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。 1.1.7 工事実績情報の登録 契約金額が 500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。 【登録先】 一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター 電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985 JACICのホームページを参照すること。 1.1.8 提出書類 受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。 ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。				1.1.17 過積載の防止 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。 「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。 第 2 節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。 ● 全体工程表（原則、ネットワーク工程表とする） ● 月間工程表 ● 週間工程表 1.2.2 施工計画書 (4) 2.2.4「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。 1.2.5 試験、施工等の記録 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。 また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ● 作成する。 エ 写真帳の提出は、次による。 ● 作成する。 1.3.5 施工条件 (1) 施工日及び施工時間は次による。 本工事は、現場閉所により実施する「週休 2 日制工事」である。 週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。 詳細は東京都「財務局「週休 2 日促進工事」実施要領」及び「調布市週休 2 日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。 ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。 また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休 2 日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。 (2) 施工条件は、次による。 ● 工事中は、近隣住民及び一般通行者等の安全に留意し事故のないように十分気を付けて施工すること。 ● 万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。 ● 本工事内の整理、清掃及び後片付けはその都度行い、飛散、転倒防止など安全管理や事故防止に努めること。 ● 工事に必要な関係機関との協議及び手続きは、受注者の責任において行うこと。 ● 工事着手後、仕上げの模様、色及び艶等は監督員の承諾を得ること。 ● テラス着手は令和7年11月下旬の参観行事以降とすること。 ● 本工事は、令和8年2月27日以内に完了検査に合格し引渡しを完了させること。 ● 午睡（12:30～15:00）等の保育園の運営に影響のないよう、音だし工程等については、施設管理者及び監督員と協議、調整を行うこと。 ● 建築設備点検及び消防設備点検等の法定点検の実施に際しては、施設管理者と調整を行うこと。			
令和 7 年度	令和 7 年 9 月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市立下布田保育園2階テラス床改修工事	図面名称	特記仕様書 1	縮 尺	-	図面 N 〇	A-01

第4節 材料

1.4.4 材料の検査等

(4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関の一覧表に示された（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）建築試験センター等のⅠ類の試験機関において実施する。なお、選定した試験機関は、監督員の確認を受ける。（東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照すること。）（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm）

1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い

工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い及び足場等

2.2.4 仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。

- ガードフェンス H=1.8m(上部：養生シート,下部：巾木)
※結束はナイロン製ロープ等を使用すること
- カラーコーン（ウェイト付） コーンバー

2.2.5 足場等

足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第 0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり,中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て,解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は、(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所及び備品等

監督員事務所の設置及び備品等は、次による。

- 監督員事務所：設置しない。

第23章 防水改修工事

第6節 塗膜防水

23.6.3 防水層の種類及び工程

(1)ア 防水層の種類及び工程による種別等は、次による。
ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程

施工部位	種別
2階屋上テラス	X－2（密着工法）

23.10.1 その他テラス工事

(1) 下地調整の種別等は、次による。

施工部位	種別
2階屋上テラス	エポキシ樹脂系塗膜防水材

(2) ビニル床シートの種別等は、次による。

施工部位	種別
2階屋上テラス	複層ビニル床シート F S

第3編 その他

第1章 石綿処理に係る工事仕様

第1節 一般事項

2.1.1 適用範囲

(1)この特記仕様書は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下、「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事（以下、「石綿含有建築物解体工事」という。）を施工する場合に適用する。石綿含有材料はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有材料の種類は、吹付アスベスト、アスベスト保温材、アスベスト成形板等で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月東京都環境局）第2章による。下記URL参照のこと。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals/scatter_prevention.html
尚、既に封じ込まれている吹付アスベスト等も吹付アスベストと同様の扱いとする。
(2)この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

2.1.2 法令等の遵守

施工にあたっては、大気汚染防止法（昭和43年法律97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）、建築基準法（昭和25年法律201号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成29年12月東京都環境局）、アスベスト成形板対策マニュアル（平成29年12月東京都環境局）等、石綿処理に関する法律を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。諸法令の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。

2.1.3 施工計画書

事前に、石綿障害予防規則第4条に定められた内容を盛り込んだ施工計画書を作成し監督員に提出して承諾を得た後に施工する。

2.1.4 事前調査

工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、事前調査結果報告書を監督員に提出すること。また、調査結果の記録を3年間保存すること。

第2節 作業上の遵守事項

2.2.1 石綿含有材料の除去作業

(1)アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

ア アスベスト成形板の除去は、内装及び外部建具等の撤去に先立って行う。

イ 除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破片個所や換気扇等で粉塵が外部に飛散する恐れがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐ。

ウ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。

エ 除去作業中は、アスベスト成形板を下記により常に湿潤な状態にして作業する。

- 石綿飛散防止剤（湿潤剤）等の噴霧による湿潤化

オ やむを得ず電動工具等を使用して、アスベスト成形板を除去しなければならない場合等で、粉じんの飛散が飛散性アスベストの除去工事レベルになることが予想される場合は、吹付アスベスト及びアスベスト保温材等の除去作業方法に準じて作業する。

カ 外壁等削孔掘削については集塵機能付きドリル（HEPAフィルター付）を使用する。

2.2.2 解体工事によって発生した廃材の集積・運搬

(1)アスベスト成形板の廃材（石綿含有産業廃棄物）

ア 作業において、破砕された廃材（石綿含有産業廃棄物）は、石綿飛散防止剤（湿潤材）等で湿潤し、十分な強度を有するプラスチック製の袋に入れる等、飛散防止の措置をする。

イ 運搬するまで現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。

また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物（アスベスト成形板）であることの表示を行う。

ウ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中に振動等で破損しないようにする。

2.2.3 工事現場の清掃

廃棄物の処理工事の終了時は工事現場及びその周辺に、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を徹底する。

また、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくず及び他の廃棄物は、次によるほか、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるところにより処理する。

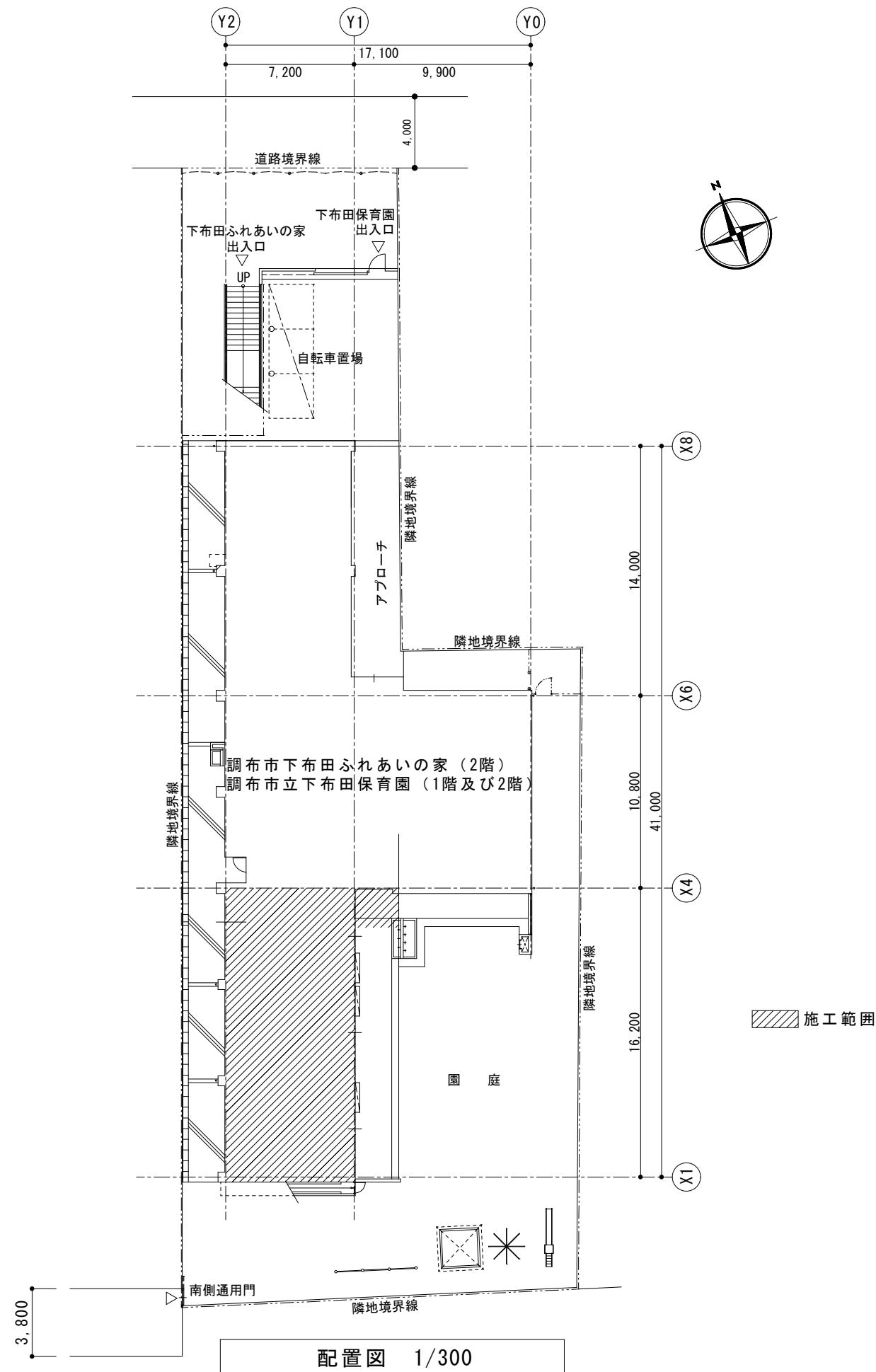
- アスベスト成形板は、通常の産業廃棄物として安定型処分場で処分する。

工事場所：調布市立下布田保育園
調布市布田2丁目27番地4
(調布市下布田ふれあいの家併設)

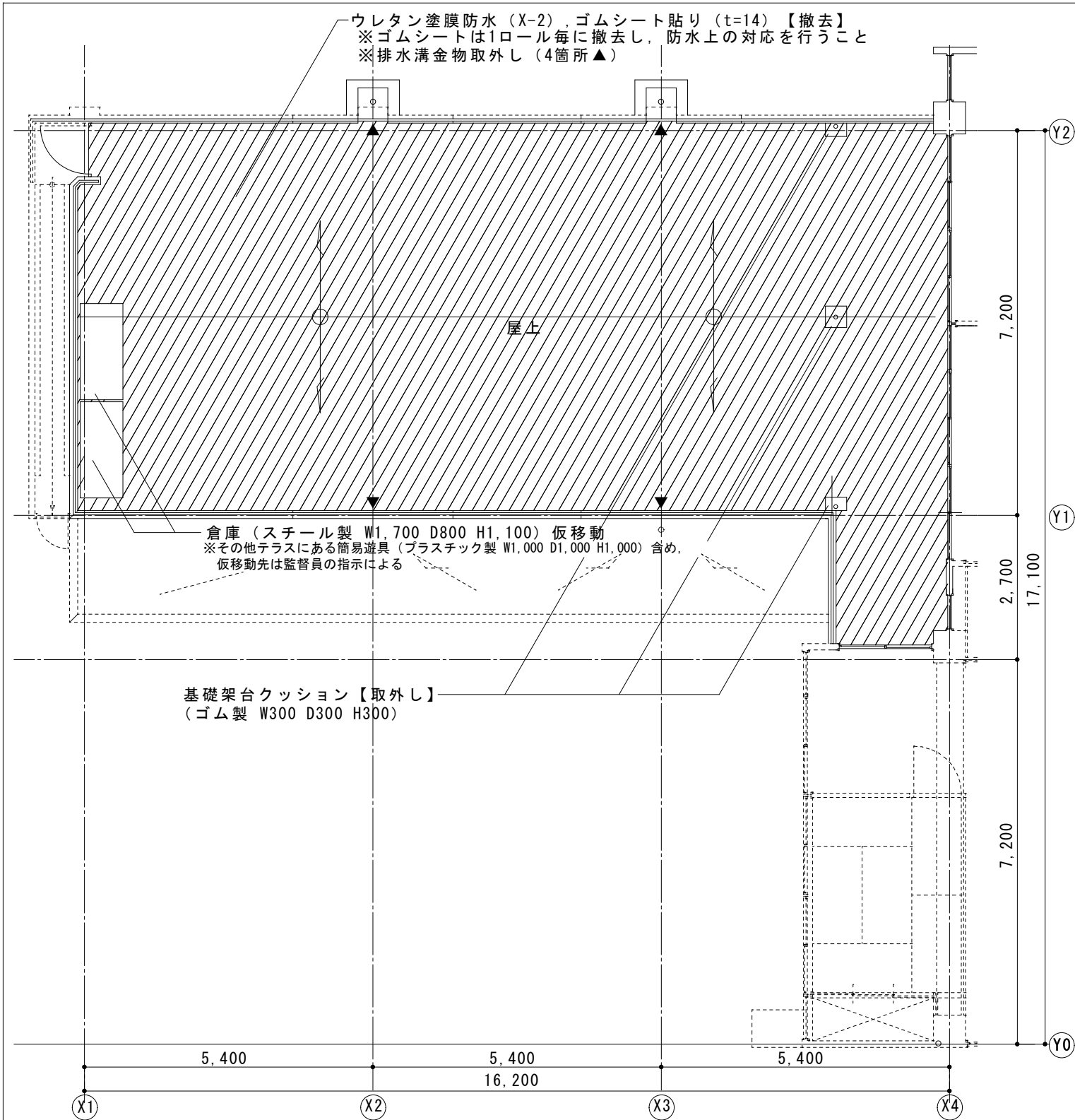


コインパーキング

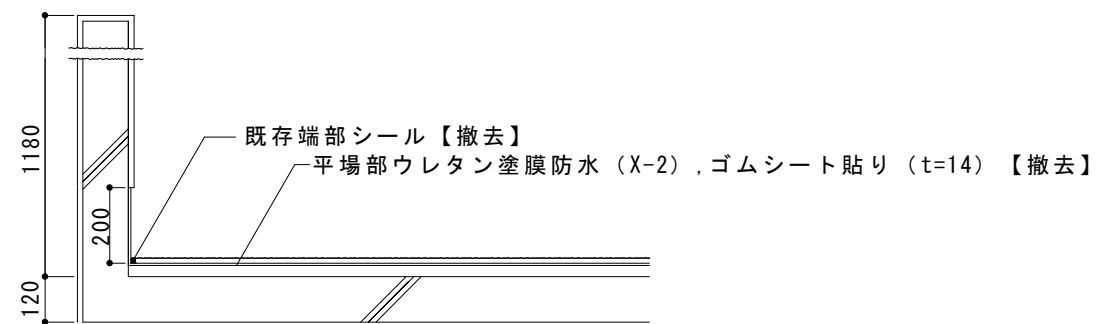
案内図



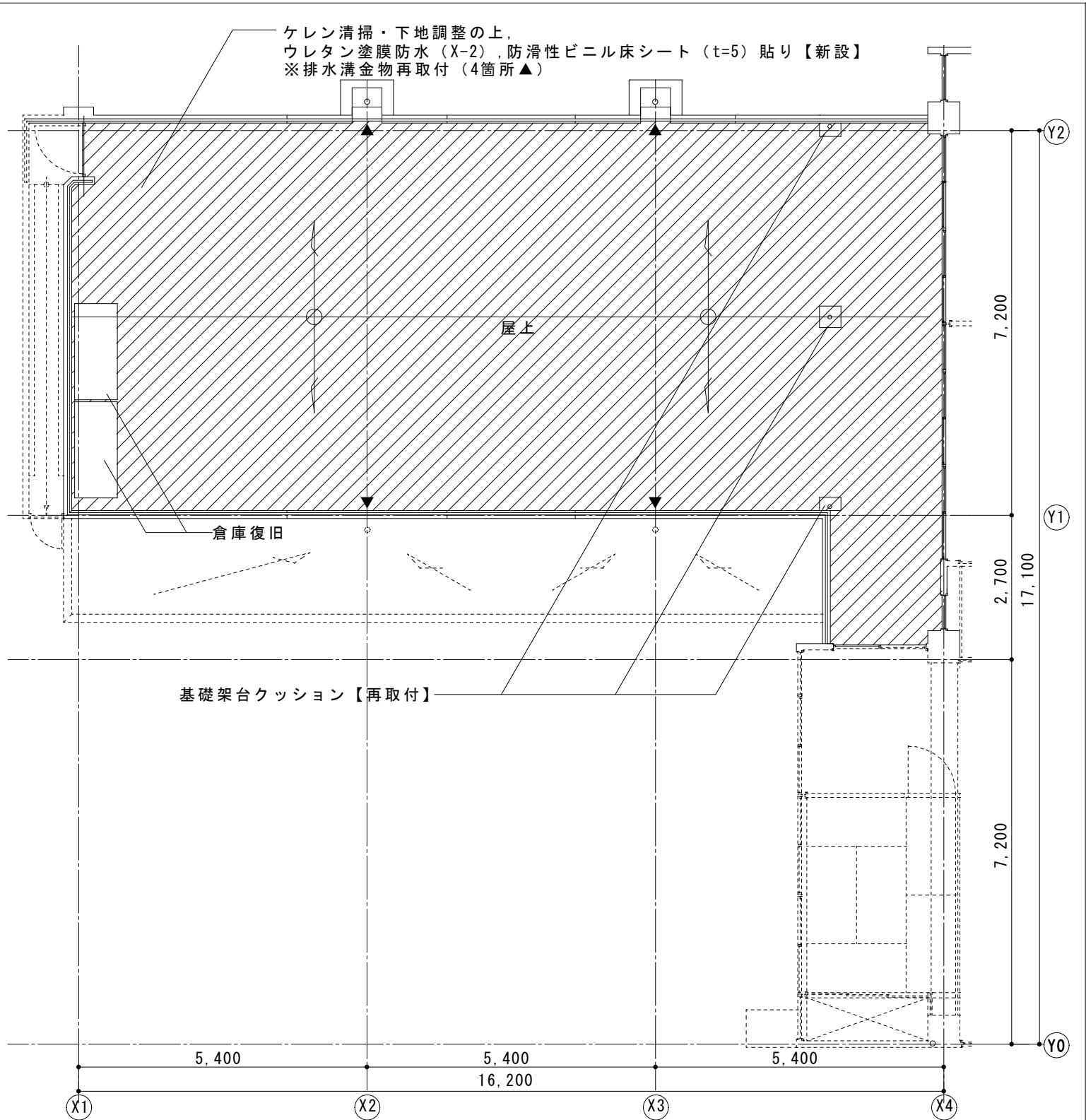
配置図 1/300



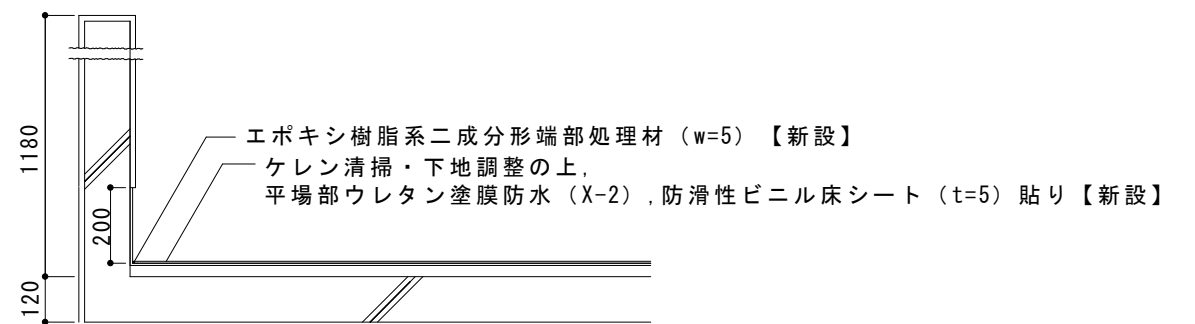
2階平面図 (改修前) S=1/100



立上り詳細図 (改修前) S=1/20



2階平面図 (改修後) S=1/100



立上り詳細図 (改修後) S=1/20

1. 工事車両の搬出入時は南側通用門からとし、交通誘導員による誘導とする。
2. 大型資材搬入における日時は事前に施設管理者及び監督員と協議すること。
3. ▲で示した出入口部分は施設利用者等の出入りに支障がないように努めること。
4. 作業員用トイレについては、施設内トイレの使用を可とするが、使用後の清掃は行うこと。
5. 工事車両は原則、周辺のコインパーキング等に駐車すること。
6. カラーコーンは必要に応じて設置すること。

凡例

	手すり先行外部くさび緊結型本足場 W=600
	工事車両駐車及び資材置場禁止エリア
	ガードフェンス H=1,800
	交通誘導警備員
	出入口

